

新潟県離島条例による県税の優遇措置のあらまし

平成26年1月 新潟県

■ **佐渡市内で工場等の施設（設備）を新設、増設した者で、県離島条例で定める要件に該当する場合は、県税の優遇措置を受けることができます。**

1 制度のねらいは

・税の優遇により工場等の立地を促進させ、地域産業の振興を図ることを目的としています。

2 必要な要件とは

・「業種」や「家屋、生産設備等取得価額の合計額」などです。

3 優遇措置とは

・不動産取得税、事業税が免除されます。

4 申請先は

不動産取得税 → 工場等の所在地を所管する佐渡地域振興局県税部まで

事業税 → 本社等が佐渡市内の場合は佐渡地域振興局県税部まで
(佐渡市以外の場合は県税部に確認願います。)

【佐渡地域振興局県税部】
〒952-1555 佐渡市相川二丁目浜町 20-1
TEL (0259)-74-3273 (不動産取得税)
(0259)-74-3212 (事業税)

5 申請（申告）期限は

不動産取得税 → 課税免除等を受けようとする不動産取得の日から60日以内

法人事業税 → 課税免除等を受けようとする事業年度の申告書の提出期限

個人事業税 → 課税免除等を受けようとする年度の前年度の所得税の確定申告期限

※ 申請（申告）期限を過ぎた場合は、課税免除等を受けられなくなりますので、ご注意願います。

※ 優遇措置の具体的内容については、裏面を参照してください。

【問い合わせ先】
新潟県産業労働観光部産業立地課計画調査班
〒950-8570 新潟市中央区新光町 4 番地 1
TEL (025)-280-5247

新潟県離島条例に係る県税の優遇措置の内容

条例の名称	新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例								
対象地域	離島振興対策実施地域(※) (※)佐渡市の産業の振興に関する計画のうち計画基準を満たすものに係る地区として関係大臣が指定する地区 (佐渡市全域が対象地域となります。)								
対象者	ア 製造業又は旅館業、情報サービス業等(※)を行う青色申告の法人及び個人 (※)情報サービス業等とは次の事業を指します。 ① 情報サービス業 ② 有線放送業 ③ インターネット附随サービス業 ④ コールセンターに係る事業 イ 畜産業、水産業、薪炭製造業を行う個人(※) (※)個人の畜産業、水産業又は薪炭製造業は、生産設備の取得価額ではなく、当該事業の労働日数(延べ労働日数の1/3超、かつ、1/2以下の場合に限る。)が適用要件となります。								
適用要件(注)	家屋・生産設備等の取得価額の合計額(業種、資本金別に要件が異なります。) <u>(製造業又は旅館業)</u> <table border="1"> <tr> <td>資本金</td> <td>取得価額(合計額)</td> </tr> <tr> <td>5,000万円以下</td> <td>500万円以上</td> </tr> <tr> <td>～1億円以下</td> <td>1,000万円以上</td> </tr> <tr> <td>1億円超</td> <td>2,000万円以上</td> </tr> </table> <u>(情報サービス業等又は個人)</u> 資本金の額に関係なく取得価額(合計額)が500万円以上 (注)平成25年8月1日(佐渡市が策定する計画の開始日)以降の新設・増設で、上記要件を満たす場合が県税の課税免除対象となります。	資本金	取得価額(合計額)	5,000万円以下	500万円以上	～1億円以下	1,000万円以上	1億円超	2,000万円以上
資本金	取得価額(合計額)								
5,000万円以下	500万円以上								
～1億円以下	1,000万円以上								
1億円超	2,000万円以上								
優遇措置	課税免除 上記対象者アの者 ・不動産取得税 ・事業税(3年間)(注) (注)個人事業税…工場等を事業の用に供した日の属する年以後3年以内の各年 法人事業税…工場等を事業の用に供した日の属する事業年度開始の日から3年以内に終了する各事業年度 上記対象者イの者 ・個人事業税(5年間)								
課税免除等の額	○事業税 ・県内の事務所・事業所の従業員数に対する新設・増設した設備に直接従事する従業員数の割合に応じた所得に係る税額 (※)畜産業、水産業又は薪炭製造業については、当該事業に係る税額 ○不動産取得税 ・家屋は対象となった部分に係る税額 ・土地は当該家屋の対象部分の垂直投影部分に係る税額 (※)土地は取得後1年以内に建物の建設着手がある場合に限り適用								
現行要件での適用期限	平成27年3月31日								